

国会事故調の宿題

今年こそ？

先月終わった第198国会の終わりに提出されたのが

**平成30年度
東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の
報告書を受けて講じた措置**

参考資料①

これは2012年に出された国会事故調の報告書に書かれた7つの提言に対して政府が何をしたかを年に1回報告するものです。

国会事故調報告書

参考資料②

- 提言1 規制当局に対する国会の監視
- 提言2 政府の危機管理体制の見直し
- 提言3 被災住民に対する政府の対応
- 提言4 電気事業者の監視
- 提言5 新しい規制組織の要件
- 提言6 原子力法規制の見直し
- 提言7 独立調査委員会の活用

このポスターシリーズ2016年11月4日に平成27年度、2017年6月23日に平成28年度、2018年8月10日に平成29年度の報告書を紹介し、7つの提言のうち2つに全く何も対処していない点を指摘しました。

そしてその平成30年度版。今回もこれまで同様に提言1と提言7について全く何もやってません。

目次

提言1と7は？

第1章 本報告書の位置付け	1
第2章 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて政府が講じた措置	6
「提言2：政府の危機管理体制の見直し」を受けた取組	6
「提言3：被災住民に対する政府の対応」を受けた取組	14
「提言4：電気事業者の監視」を受けた取組	24
「提言5：新しい規制組織の要件」を受けた取組	34
「提言6：原子力法規制の見直し」を受けた取組	47

参考資料
①内閣府HP 国会事故調及び政府事故調の報告書の提言を受けた政府の取組状況のフォローアップ、政府事故調によるヒアリングの記録の公表
https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/fu_koukai/fu_koukai.html
②国会図書館HP Web Archiving Project 国会事故調 報告書
<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3856371/naiic.go.jp/report/>

この対処していない2つの提言とは

提言1 規制当局に対する国会の監視

(前略) 規制当局を監視する目的で、
国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する。

報告書 結論
【事故の根源的原因】
本編p.12 (参考資料①)

当委員会は、**本事故の根源的原因**は歴代の規制当局と東電との関係について、「規制する立場とされる立場が『逆転関係』となることによる**原子力安全についての監視・監督機能の崩壊**」が起きた点に求められると認識する。何度も事前に対策を立てるチャンスがあったことに鑑みれば、今回の事故は「自然災害」ではなくあきらかに「人災」である

提言7 独立調査委員会の活用

(前略) 国会に、原子力事業者及び行政機関から独立した、民間中心の専門家からなる第三者機関として(原子力臨時調査委員会〈仮称〉)を設置する。(後略)

報告書 結論
【認識の共有化】
本編p.10 (参考資料①)

当委員会は、「事故は継続しており、被災後の福島第一原子力発電所の建物と設備の脆弱性及び被害を受けた住民への対応は急務である」と認識する。また「この事故報告が提出されることで、事故が過去のものとしてしまふこと」に強い危惧を覚える。**日本全体、そして世界に大きな影響を与え、今なお続いているこの事故は、今後も独立した第三者によって継続して厳しく監視、検証されるべきである**

報告書 結論
【事故の直接的原因】
本編p.13 (参考資料①)

当委員会は、**事故の直接的原因**について、「安全上重要な機器の地震による損傷はないとは確定的には言えない」、特に「1号機においては小規模のLOCAが起きた可能性を否定できない」との結論に達した。しかし**未解明な部分が残っており、これについて引き続き第三者による検証が行われることを期待する**

最後に一言

年に1度(?)の手抜きポスター・・・過去2回分とほぼ同じ内容です。今の日本は原子力緊急事態中です。つまりこれは国の最優先事項の報告です。この報告は国会ですっかりチェックされなければいけないはずですが、前ページに報告書の目次コピーを出しましたが、項目ごとがっさり抜けている報告が問題にならない方が問題です。この抜けている2つの宿題は両方とも国会がその気になればすぐできるはずなんですが。。。全てにおいて、やる順番がおかしいんですね。本当はそれを決める国会の中の人たちを変えないとダメなんですが、なかなか。。。